

復興特別所得税額の記載漏れに係る注意喚起について

<確定申告書A用をご利用される方>

表面

⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

再差引所得税額 (標準所得税額) (34)	22100
復興特別所得税額 (34 × 2.1%) (35)	464
所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35)	22564

手書きで申告書を作成されている方へ

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！！

国税庁ホームページ [作成コーナー](#) [検索](#)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は、**印刷して所轄税務署に郵送等により提出**してください。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

所得が「給与・公的年金」のみの方は必見！！

「『確定申告書等作成コーナー』って難しそうだな」という方へ

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

⚠ 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

注意!

再差引所得税額 (基準所得税額) (40)	2 2 1 0 0
復興特別所得税額 (40)×2.1%	4 6 4
所得税及び復興特別所得税の額 (40)+(41)	2 2 5 6 4

手書きで申告書を作成されている方へ

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！！

国税庁ホームページ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成 27 年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は、**印刷して所轄税務署に郵送等により提出**してください。また「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。